

歯科技工士協同組合定款（抜粋）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（名 称）

第2条 本組合は、歯科技工士協同組合と称する。

第2章 事 業

（事 業）

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 組合員の必要とする材料及び器材の共同購買
2. 組合員のためにする補綴物作製の斡旋
（3）組合員のためにする補綴物制作に伴う金属屑の処理業者の紹介に関する事業
（4）組合員のためにする損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する事業
（5）組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
（6）組合員の福利厚生に関する事業
（7）前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

（組合員の資格）

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- （1）医療用品卸売業（歯科材料卸売業）、歯科診療所又は歯科技工所を行う事業者であること。
- （2）組合の地区内に事業場を有すること。

（加 入）

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

（加入者の出資払込み）

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

（相続加入）

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

（自由脱退）

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりに脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

（除 名）

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- （1）長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- （2）出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- （3）本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- （4）本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- （5）犯罪その他信用を失う行為をした組合員

（脱退者の持分の払戻し）

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

（使用料又は手数料）

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

（経費の賦課）

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

（出資口数の減少）

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- （1）事業を休止したとき。
- （2）事業の一部を廃止したとき。
- （3）その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
- （2）加入の年月日
- （3）出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届けなければならない。

1. 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき。
- （2）事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。
- （3）資本金の額又は出資の総額が1億円（サービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円）を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき。

（過怠金）

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- （1）第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- （2）前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

（会計帳簿等の閲覧等）

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

（出資1口の金額）

第21条 出資1口の金額は、1万円とする。

（出資の払込み）

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

（延滞金）

第23条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利15%の割合で延滞金を徴収することができる。

（持 分）

第24条 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第7章 賛助会員

（賛助会員）

第52条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

平成 年 月 日

歯科技工士協同組合理事長 殿

加 入 申 込 書

このたび貴組合の定款（裏面）を承認し下記により貴組合に加入いたしたく申し込みます。

記 入 欄（※必ず全てご記入ください）

フリガナ			
事業所名			
フリガナ			
代表者名		役職名	
フリガナ			
住 所	〒		
電 話	()	携 帯	
F A X	()		
メールアドレス	※必ずご記入ください		
フリガナ			
担当者		役職名	
従業員数（常勤）	人		
資本総額（法人の場合）	円		
出資金1口（1口＝1万円）	口	円	
※出資金につきましては退会時に返金いたします。			
保 険	加入する・加入しない	※加入の場合は【各種保険ヒヤリングシート】のFAXもお願いします。	
組合をどの方法で知りましたか	紹介・HP・広告・他	紹介者名	
		紹介会社名	

※送り先FAX番号 078-384-8094

返信	承認・未承認	発送	アドレス登録	スキャン	保険	加入・未加入	保険送信	自振
----	--------	----	--------	------	----	--------	------	----

組合記入欄